

令和7年9月30日

東温市長 加藤 章 様

東温市上下水道事業経営審議会

会 長 池川 和裕

下水道使用料の適正化の検討について（答申）

令和7年5月23日付け、東温上下第98号で当審議会に諮問のありました「下水道使用料の適正化の検討について」検討及び審議を重ねた結果、結論を得ましたので下記のとおり答申します。

記

本年5月から当審議会において、慎重に審議を行った結果、公共用水域の水質保全を長期的に行い、安定的な経営を行うためには下水道使用料の改定はやむを得ないと判断しました。

現行の使用料単価は、将来の高機能化や物価高騰による更新費用の増大に備えた資産維持費を汚水処理原価に算定しておらず、世代間の公平が確保できていないため、今回の検討にあたっては資産維持費を一部汚水処理原価に導入し、市民生活への影響を考慮した結果、改定率については現行の下水道使用料収入の総額に対して約7.7%が妥当との結論に至りました。

なお、当審議会で出された付帯意見を十分尊重し、経営努力することを求め答申します。

1. はじめに

当審議会では、東温市下水道事業の円滑な運営、並びに健全な経営を図ることを目的に、下水道使用料の適正化について検討を行った。

2. 下水道使用料の現状

現行の下水道使用料体系は、基本使用料と使用した水量が多くなるほど使用料単価が増加する逓増型従量制の組み合わせを採用しており、令和7年4月現在の基本使用料は600円、従量料金は排除汚水量に応じて6段階としており、1m³あたり87円から253円となっている。

県内市町と比較すると、一般家庭における1か月の使用水量20m³での下水道使用料は、3,505円で中予地区6市町の中では上から3番目、県内20市町の中でも同様に上から3番目となっており、県内では比較的上位に位置している。

使用料の改定は、平成16年度の合併に伴う統一を経て、平成21年度に約19.8%、平成25年度に約11.1%、平成29年度に約8.2%、令和4年度に約16.3%の改定を行っている。

3. 下水道施設の整備状況

東温市では、川内地区で平成7年度、重信地区で平成11年度から公共下水道事業に着手し、平成13年3月には川内浄化センター、平成17年3月には重信浄化センターが供用を開始した。その後、市街化区域を中心に污水管渠整備を行い、令和6年度末には計画面積の96.6%である、592.3haの面整備を行っている。污水管渠整備は令和8年度で概成する予定であり、今後は老朽化等に伴う施設の維持管理を中心に事業を行っていくことを確認した。

なお、東温市における令和6年度末の処理区域内人口は26,179人で、普及率は約79.9%となっている。

4. 下水道事業の経営状況

前述の下水道施設の整備の結果、供用開始区域の拡大に伴って、使用料収入は令和6年度まで徐々に増加している。さらに本市は松山平野の東部に位置する扇状地であるため、ポンプ場などの施設を建設しなくても、ほぼ自然流下で処理場まで汚水を到達させられることから効率的な汚水処理が実現しており、汚水処理原価は17市町中6番目に安価である。

以上のことから、汚水処理経費回収率は地方公営企業法を適用した令和2年度以降100%を超えており、現在のところ健全な経営が維持できていると言える。

なお、これまでの歳出削減への取り組みとして、費用対効果を考慮し、全体計画区域を811.9haから612.9haに縮小したことに加え、ストックマネジメント事業による施設の長寿命化、更新費用の平準化・削減などを行っている。また、財源確保に向けた取り組みとして、普及促進対策助成金による早期接続の勧奨、資本費平準化債の借り入れによる資本費の平準化などの取組みを行っており、経営の効率化に対して一定の努力が見られた。

今後についても滞納整理による収納率の向上に向けた取り組みなど、経営の健全化と公平性の観点から一層の努力を求める。

5. 下水道使用料改定の必要性

下水道事業の経営は、地方公営企業法により独立採算制となっており、下水道使用料を主たる財源として運営するものとされている。東温市においては平成21年度以降、およそ4年毎に改定の必要性を検討し、その都度、経営の健全化を目的とした改定を行っているが、前述のとおり污水管渠整備が概成する令和8年度以降は、使用者の増加が見込めないことに加え、施設については高機能化や物価上昇に伴う更新費用の増大が懸念されるため、将来の改築財源について事前に積み立てる必要性が生じており、世代間の公平を保つため下水道使用料単価の見直しを行う必要があるとの結論に至った。

6. 下水道使用料の適正化の検討

今後、老朽化等に伴い施設を更新する際、耐震化等の高機能化や原価の高騰による価格上昇により、減価償却費だけでは更新費用を賄えないことが想定される。そこで今回の検討においては資産維持費を污水处理原価に加えて使用料単価の見直しを行うこととした。

資産維持費は使用料対象経費のうち固定費に分類されるため、従量使用料のみ改定とすることも考慮したが、今回の検討においては個別原価方式の原則に基づき、使用料対象経費をその性質に従って需要家費、固定費、変動費に改めて分解を行い、使用料体系の検討を行った。

その結果、基本使用料に対し、使用料徴収事務や検針に係る費用など使用水量の多寡に関わらず発生する費用を配賦した結果、改定後の基本使用料は、現行の基本料金から50円値上げとなる650円とすることが妥当であるとの結論に至った。

従量使用料については、今後改築対象となる施設の工事額が、新設当時と比較して機能向上等によりどの程度増加するかで資産維持費の割合が変動するため、市民生活に与える影響を考慮しながら慎重に検討を重ねた結果、資産維持費の割合は70%とし、現行の従量使用料と比較すると37,818,980円、7.6%の改定とすべきであるとの結論に至った。

なお、この改定により、使用料全体での改定率は7.7%となる。

現行使用料との具体的な比較は以下に示す表のとおりである。

区分	使用料（1月につき）税抜き				
	基本使用料		従量使用料 (排除汚水量1立方メートルにつき)		
	新	旧	区 分	新	旧
一般 汚 水	650円	600円	10 m ³ まで	90円	87円
			10 m ³ を超え 20 m ³ まで	180円	172円
			20 m ³ を超え 30 m ³ まで	200円	188円
			30 m ³ を超え 50 m ³ まで	240円	218円
			50 m ³ を超え 100 m ³ まで	260円	235円
			100 m ³ を超えるもの	280円	253円

7. 改定適用時期について

使用料改定の実施については、改定に関して十分な周知期間を設ける必要があることから、令和8年4月使用分（6月請求分）から適用することが望ましいと判断する。

8. 付帯意見

審議会における審議結果を踏まえ、次のとおり意見を付す。

- (1) 使用料の改定は市民生活に及ぼす影響が大きいことから、改定の趣旨を理解していただくための周知期間を十分設け、誰にでも分かる内容で広報を行うこと。
- (2) 下水道事業経営においても、収支状況、事業計画、財政計画などを市民が理解できるよう周知を行うこと。
- (3) 下水道事業を取り巻く社会情勢は刻々と変化しており、各年度の決算状況や将来計画に基づき、今後も概ね4年ごとに見直しを行うこと。

東温市上下水道事業経営審議会委員

会 長	池 川 和 裕	委 員	大 政 美智子
副会長	大 野 英 子	委 員	上 野 潤
委 員	渡 部 秀 明	委 員	菅 野 均
委 員	山 本 敏 夫	委 員	渡 部 孝 男
委 員	玉 井 洋 三	委 員	武 智 信 一
委 員	森 正 経	委 員	渡 部 昌 典
委 員	渡 部 元 衛	委 員	菅 野 眞 一
委 員	萩 原 貴美子		